

（表面）

第 号	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第8項 において準用する同法第61条の2の2第4項の規定による	
身 分 証 明 書	
職名及び氏名 写 真 押 出 ス タ ン プ	年 月 日生 年 月 日交付
原子力規制委員会 印 	

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の2の2 （略）

2 （略）

3 原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

4 前項第1号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とすること。

(裏面)

第64条の3 (略)

2～6 (略)

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

8 第61条の2の2第3項から第5項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第3項中「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは、「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十七の二 第64条の3第1項の規定に違反して実施計画を提出しなかった者

二十七の三 第64条の3第4項の規定による命令に違反した者

二十七の四 第64条の3第6項の規定による命令に違反した者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第6号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3、第13号の4、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の2（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）

1億円以下の罰金刑